

Ⅲ いじめの早期発見

中津川市立蛭川小学校

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながります。早期発見のために、日頃から教師と児童と人間関係を良好にし、信頼関係を構築することに努めます。いじめは、教員や保護者、大人が気づきにくいところで起こっており、潜在化しやすいということを認識し、教員が児童生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させます。

また、児童に関わるすべての教員やその他の職員が情報を共有し、保護者との連携を図りながら情報収集していきます。

早期発見の基本

◇児童のささいな変化に気づくこと

→気になる変化（遊びやふざけのような行為などに対しても）は、背景にある事情の調査を行い、5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）を確実に記録する。

◇気づいた情報を確実に共有すること

→教員同士で情報を伝え合う。週に一度の「子ども研」で、各学年の一人一人の情勢を交流する。

◇情報に基づき、速やかに対応すること

→必要に応じて、関係者を招集し、初期対応に向けての会議をもつ。

日常的に行うこと

- ～児童のささいな変化に気づくために～
- 朝の会での健康観察の場面で、一人ひとりの顔を見る。
- 学習計画ノートや日記等の記述に目を通し、気になる書きぶりに敏感になる。
- 休み時間の人間関係に気を配り、一人である児童に声をかける。

定期的に行うこと

- 児童の心や生活を把握するための「心のアンケート」や定期的な個人面談（二者面談等）を実施する。
- 放課後に実施する「子ども研」で気になる児童について、短期的・長期的な支援を検討する。
- 行政（関係機関）との情報交流

【相談しやすい環境づくり】

本人や周囲の児童、保護者からの訴えについて、細心の注意をはらい、訴えを真摯に受け止める。

①本人や周囲の仲間からの訴えに対して

[心身の安全の保証]

- ・訴えに対して「全力で守る」という姿勢を伝える。一時的に危険を回避する場所や時間を提供し、担任やカウンセラーを中心に本人の心のケアに努める。

[事実関係や心情を傾聴]

- ・話す内容に対して疑うことなく傾聴する。事実関係の客観的な状況の把握と同時に本人の心情を聞き取る。

②保護者に対して

[日頃の連携に努める]

- ・児童の良さや気になるところ等、学校の様子について連絡を日頃から行っておく。

<いじめ防止対策のための年間計画（早期発見に関わって）>

	日常的に行うこと	定期的に行うこと
4月	○いいこと見つけ活動 ○児童観察 ○教育相談 ○ケース会議（適宜）	子ども研（毎週月曜） P T A 総会（いじめの基本方針説明） 授業参観（保護者懇談） 家庭訪問（保護者との懇談）
5月		小中連絡会議（児童生徒の情報交換） 保小連絡会議（新入生の情報交換）
6月		心の健康調査（含いじめアンケート）① ※保存期限有 教育相談（児童との面談） 保小中連絡会議（児童生徒の情報交換）
7月		授業参観（保護者懇談） 二者懇談（保護者との懇談） 地区懇談会
8月		地域別懇談会（地域子ども研）
9月		
10月		保小中連絡会議（児童生徒の情報交換）
11月		心の健康調査（含いじめアンケート）② ※保存期限有 教育相談（児童との面談） 授業参観（保護者懇談）
12月		二者懇談（全保護者との懇談） いじめ防止対策評価（保護者）
1月		心の健康調査（含いじめアンケート）③ ※保存期限有
2月		二者面談（児童との面談） 授業参観（保護者懇談）
3月		保小中連絡会議 （児童生徒の情報交換と児童生徒の引き継ぎ）

※アンケートの質問票の原本等の一次資料は5年間、聴取の必要なアンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料においては、在学中 および 卒業後の5年間 を保存期間とする。
 ※担任等個人保管とせず、教育相談委員会として確実に保管し引き継ぐ。また紛失の無いよう紙媒体は鍵のかかる所に保管したり、データにおいてはバックアップしたりするなどの対策を図る。
 ※当該学年が卒業した後は、保管期間を明記して厳封し保管する。